



県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和2年12月15日(火) 第9860号

目次

	ページ
規 則	
○群馬県栄養士法施行細則の一部を改正する規則(保健予防課)	2
○群馬県調理師法施行細則の一部を改正する規則(食品・生活衛生課)	8
告 示	
○個人の県民税に係る控除対象寄附金等の指定の告示の一部改正(税務課)	13
○群馬県県税条例第21条第1項の規定により指定する期日(同)	14
○道路の区域変更(道路管理課)	14
○同	15
○道路の供用開始(同)	15
○電線共同溝を整備すべき道路の指定(同)	16
公 告	
○特定非営利活動法人の定款変更に係る認証申請(県民活動支援・広聴課)	16
○土地改良区役員の就退任の届出(農村整備課)	16
○土地改良区連合役員の就退任の届出(同)	18
選挙管理委員会告示	
○選挙権を有する者の総数の50分の1の数等	18

■規則

群馬県栄養士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和二年十二月十五日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第八十号

群馬県栄養士法施行細則の一部を改正する規則

群馬県栄養士法施行細則(昭和四十六年群馬県規則第九十三号)の一部を次のように改正する。
別記様式第一号から別記様式第四号までを次のように改める。

別記様式第1号(規格A4)(第2条関係)

栄養士免許申請書

- 1 免許取得資格について、該当するどちらかに年月を記入すること。
 - (1) 栄養士法第2条第1項(養成施設卒業) _____年 _____月 卒業
 - (2) 栄養士法及び栄養改善法の一部を改正する法律(昭和60年法律第73号)附則第5条第1項(試験合格) _____年 _____月 合格
- 2 罰金以上の刑に処せられたことの有無。(有の場合、その罪、刑及び刑の確定年月日)
有・無 _____
- 3 栄養士法第1条に規定する業務に関し犯罪又は不正の行為を行ったことの有無。(有の場合、違反の事実及び年月日)
有・無 _____
- 4 旧姓併記の希望の有無。
有・無 _____

上記により、栄養士免許を申請します。

年 月 日

本籍地都道府県名 (国籍)			
電 話	()		
住 所	〒		
(氏名は戸籍上の文字で記入すること)			
フリガナ	(氏)	(名)	性別 男 女
氏 名			
	(旧姓)		
通 称 名			
生年月日	年 月 日		

群馬県知事 あて

- 添付書類
- 1 栄養士法第2条第1項に規定する養成施設において2年以上栄養士として必要な知識及び技能を修得した者又は栄養士法及び栄養改善法の一部を改正する法律(昭和60年法律第73号)附則第5条第1項に規定する者であることを証する書類
 - 2 戸籍謄本若しくは戸籍抄本又は住民票の写し(本籍地又は国籍が記載され、「個人番号」が記載されていないもの。)

別記様式第2号(規格A4)(第2条関係)

栄養士名簿訂正・免許証書換え交付申請書

登録番号	第	号	登録年月日	昭和 平成 令和	年	月	日
------	---	---	-------	----------------	---	---	---

変更を生じた事項

	変更前	変更後
本籍地 都道府県名 (国籍)		
フリガナ		
氏名		
	(旧姓)	(旧姓)
旧姓併記希望		有・無
通称名		
性別	男・女	男・女
(氏名は戸籍上の文字で記入すること)		
変更の理由 及び年月日		

上記により、栄養士名簿訂正・免許証の書換え交付を申請します。

年 月 日

電話	()		
住所	〒		
氏名		生年月日	年 月 日

群馬県知事 へ

- 添付書類 1 申請の原因となった事実を証する書類(戸籍謄本、戸籍抄本等)
2 栄養士免許証(免許証の書換えを求める場合)

注 免許証の書換えを求めない場合は、不要な文字を消すこと。

別記様式第2号の2(規格A4)(第2条関係)

栄養士名簿登録抹消申請書

登録番号	第	号	登録年月日	昭和 平成 令和	年	月	日
------	---	---	-------	----------------	---	---	---

本籍地都道府県名 (国籍)	
------------------	--

フリガナ	(氏)	(名)
氏名		

生年月日	年	月	日
------	---	---	---

抹消理由の生じた年月日	年	月	日
-------------	---	---	---

抹消理由	死亡・失踪・その他()
------	--------------

上記により、栄養士名簿の抹消を申請します。

年 月 日

電話	()
住所	〒
氏名	

群馬県知事 あて

添付書類 栄養士免許証

注 不要な文字は消すこと。

別記様式第3号(規格A4)(第2条関係)

栄養士免許証再交付申請書

登録番号	第	号	登録年月日	昭和 平成 令和	年	月	日
------	---	---	-------	----------------	---	---	---

本籍地 都道府県名 (国籍)	
----------------------	--

(氏名は戸籍上の文字で記入すること)

フリガナ	(氏)	(名)
氏名		
	(旧姓)	
通称名		

上記により、栄養士免許証を(破った、汚した、失った)ので、免許証の再交付を申請します。

年 月 日

電話	()		
住所	〒		
氏名		生年月日	年 月 日

群馬県知事 あて

添付書類 破った又は汚したときは、栄養士免許証を添付すること。

注 免許証に旧姓が併記されている場合は、(旧姓)欄に記入すること。

別記様式第4号(規格A4)(第2条関係)

栄養士免許証返納届書

1 登録番号及び登録年月日

2 { 免許証を発見した }
{ 免許取消処分を受けた } 年月日

上記のとおり { 失った免許証を発見した }
{ 免許取消処分を受けた } ので免許証を返納します。

年 月 日

住 所

(フリガナ)

氏 名

群馬県知事 あて

添付書類 栄養士免許証

注 不要な文字は消すこと。

附 則

- 1 この規則は、令和三年一月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の群馬県栄養士法施行細則（以下「改正前の規則」という。）の規定により提出されている書類は、改正後の群馬県栄養士法施行細則（以下「改正後の規則」という。）の規定により提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の規則の規定により作成されている用紙があるときは、改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間、適宜補正して使用することができる。

群馬県調理師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年十二月十五日

群馬県知事 山本 一 太

群馬県規則第八十一号

群馬県調理師法施行細則の一部を改正する規則

群馬県調理師法施行細則（昭和三十四年群馬県規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号から別記様式第三号までを次のように改める。

別記様式第1号(規格A4)(第2条関係)

調理師名簿訂正・免許証書換交付申請書

登録番号	第	号	登録年月日	昭和 平成 令和	年	月	日
------	---	---	-------	----------------	---	---	---

変更を生じた事項

	変 更 前	変 更 後
本 籍 地 都道府県名 (国籍)		
フリガナ		
氏 名		
	(旧姓)	(旧姓)
旧姓併記希望		有 ・ 無
通 称 名		
性 別	男 ・ 女	男 ・ 女

(氏名は戸籍上の文字で記入すること)

変更の理由 及び年月日	
----------------	--

上記により、調理師名簿訂正・免許証の書換交付を申請します。

年 月 日

電 話	()		
住 所	〒		
氏 名		生年月日	年 月 日

群馬県知事 あて

- 添付書類 1 申請の原因となった事実を証する書類(戸籍謄本、戸籍抄本等)
2 調理師免許証(免許証の書換を求める場合)

注 免許証の書換を求めない場合は、不要な文字を消すこと。

別記様式第2号(規格A4)(第2条関係)

調理師名簿登録消除申請書

登録番号	第	号	登録年月日	昭和 平成 令和	年	月	日
------	---	---	-------	----------------	---	---	---

本籍地都道府県名 (国籍)	
------------------	--

フリガナ	(氏)	(名)
氏 名		

生年月日	年	月	日
------	---	---	---

消除理由の生じた年月日	年	月	日
-------------	---	---	---

消 除 理 由	死 亡 ・ 失 踪 ・ その他 ()
---------	---------------------

上記により、調理師名簿の消除を申請します。

年 月 日

電 話	()
住 所	〒
氏 名	

群馬県知事 あて

添付書類 調理師免許証

注 不要な文字は消すこと。

別記様式第3号(規格A4)(第2条関係)

調理師免許証再交付申請書

登録番号	第 号	登録年月日	昭和 平成 令和	年 月 日
------	-----	-------	----------------	-------

本籍地 都道府県名 (国籍)	
----------------------	--

(氏名は戸籍上の文字で記入すること)

フリガナ	(氏)	(名)
氏名		
	(旧姓)	
通称名		

上記により、調理師免許証を(破った、汚した、失った)ので、免許証の再交付を申請します。

年 月 日

電話	()
住所	〒
氏名	生年月日 年 月 日

群馬県知事 へ

添付書類 破った又は汚したときは、調理師免許証を添付すること。

注 免許証に旧姓が併記されている場合は、(旧姓)欄に記入すること。

附 則

- 1 この規則は、令和三年一月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の群馬県調理師法施行細則(以下「改正前の規則」という。)の規定により提出されている書類は、改正後の群馬県調理師法施行細則(以下「改正後の規則」という。)の規定により提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の規則の規定により作成されている用紙があるときは、改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間、適宜補正して使用することができる。

■ 告 示

◎群馬県告示第323号

個人の県民税に係る控除対象寄附金等の指定の告示(平成20年群馬県告示第479号)の一部を次のように改正する。

令和2年12月15日

群馬県知事 山本 一 太

1の項の表条例第37条の3第1項第7号に掲げる寄附金の部桐生市の項中

「公益財団法人桐生地域地場産業振興センターに対する寄附金」を

「公益財団法人桐生地域地場産業振興センターに対する寄附金
公益財団法人群馬大学科学技術振興会に対する寄附金」

に改め、同部渋川市の項中

「公益財団法人竹久夢二伊香保記念館に対する寄附金」を

「公益財団法人竹久夢二伊香保記念館に対する寄附金
公益財団法人渋川市まちづくり財団に対する寄附金」

に改め、同部邑楽郡大泉町の項の次に次のよ

うに加える。

東京都千代田区 公益社団法人地域医療振興協会に対する寄附金

1の項の表条例第37条の3第1項第8号に掲げる寄附金の部前橋市の項中「学校法人前橋総合学園」を「学校法人群馬総合カレッジ」に改め、同部富岡市の項中

「学校法人むつぎ学園に対する寄附金」を

「学校法人むつぎ学園に対する寄附金
学校法人龍光寺学園に対する寄附金」

に改め、同部吾妻郡草津町の項を削り、同表

条例第37条の3第1項第9号に掲げる寄附金の部前橋市の項中

「社会福祉法人若宮会に対する寄附金」を

「社会福祉法人若宮会に対する寄附金
社会福祉法人ほたか会に対する寄附金」

に改め、同部桐生市の項中

「社会福祉法人わたらせ会に対する寄附金」を

「 社会福祉法人わたらせ会に対する寄附金 社会福祉法人ビハーラに対する寄附金 」	に改め、同部太田市の項中
「 社会福祉法人緑会に対する寄附金 社会福祉法人麦の会に対する寄付金 社会福祉法人明光会に対する寄附金 」	を
「 社会福祉法人緑会に対する寄附金 社会福祉法人明光会に対する寄附金 」	に、
「 社会福祉法人和合会に対する寄附金 」	を
「 社会福祉法人和合会に対する寄附金 社会福祉法人愛心会に対する寄附金 」	に改め、同部利根郡川場村の項中
「 社会福祉法人笹の芽会に対する寄附金 社会福祉法人ほたか会に対する寄附金 」	を
「 社会福祉法人笹の芽会に対する寄附金 」	に改める。

◎群馬県告示第324号

群馬県県税条例第21条第1項の規定による告示（令和2年群馬県告示第216号）の別途告示で定める期日は、その期限が令和2年7月4日から令和3年1月31日までの間に到来するものについて、同年2月1日とする。

令和2年12月15日

群馬県知事 山本 一 太

◎群馬県告示第325号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県中之条土木事務所におい

て一般の縦覧に供する。

令和2年12月15日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
一般国道	144号	吾妻郡嬭恋村大字大笹字町屋入1858番の1地先から同郡同村大字同字長井1868番の4地先まで	前	7.8～16.5 8.6～23.2 8.0～12.5	434.8 462.3 281.3
			後	7.8～16.5 8.0～18.9	434.8 521.9

◎群馬県告示第326号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県藤岡土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年12月15日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
県道	会場鬼石線	藤岡市上日野字上平294番の3地先から同市同字同286番の2地先まで	前	4.1～8.1	87.2
			後	9.2～12.9	87.2

◎群馬県告示第327号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県中之条土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年12月15日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の日時
県道	川原畑大戸線	吾妻郡長野原町大字川原湯字金花山558番の9地先から同郡東吾妻町大字大柏木字上ノ沢670番の4地先まで	令和2年12月18日 午後2時

◎群馬県告示第328号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定した。

令和2年12月15日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間
県道	前橋（都）3・4・4号 中央大橋線 （前橋安中富岡線）	前橋市大渡町二丁目6番地の2地先から同市大友町三丁目27番地の30地先までの上下線

■ 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更に係る認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により、次のとおり公告する。

なお、同項の規定により、申請のあった日から1月間、申請に係る変更後の定款を群馬県生活こども部県民活動支援・広聴課において縦覧に供する。

令和2年12月15日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 申請のあった年月日 令和2年11月30日
- 2 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人Design Networks Association
- 3 代表者の氏名 沼田翔二郎
- 4 主たる事務所の所在地 高崎市鞆町10番地立駐高崎ビル3F商店街振興組合高崎中部名店街内
- 5 定款に記載された目的 この法人は、協働によって、若者に社会力を、地域に信頼ネットワークを創出し、社会をつくる若者と地域をつくるための支援等に関する事業を行い、もって不特定多数及び、地域社会の利益増進に寄与することを目的とする。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のとおり土地改良区役員の就任及び退任の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和2年12月15日

群馬県知事 山本 一 太

土地改良区名	理 事 監 事 別	区 分	役 員 氏 名	住 所

広瀬桃木両用水	理事	再任	村田良司	前橋市後閑町135番地1
	同	同	内山清	伊勢崎市太田町799番地
	同	同	松村光雄	同 柴町493番地
	同	同	武士千雅子	佐波郡玉村町大字飯塚291番地1
	同	新任	新井雅良	前橋市東善町甲335番地
	同	同	清水正彦	同 房丸町205番地
	同	同	堀越昇	同 石関町5番地1
	同	同	長谷川誠一	同 北代田町甲223番地
	同	同	女屋一之	同 東上野町273番地3
	同	同	原和夫	同 駒形町1039番地
	同	同	宇野正信	伊勢崎市宮古町178番地
	同	同	町田一政	同 馬見塚町889番地
	同	退任	関根正	前橋市西善町102番地3
	同	同	羽鳥克平	同 力丸町441番地
	同	同	大嶋正克	同 上泉町982番地1
	同	同	金子佳弘	同 川端町157番地
	同	同	深谷茂	同 野中町102番地
	同	同	原紀夫	同 下増田町163番地
	同	同	西村真三郎	伊勢崎市宮子町3536番地4
	同	同	浅見榮	同 下蓮町169番地
	監事	新任	手島明敏	前橋市下佐鳥町428番地
	同	同	瀬川義彦	同 上長磯町甲125番地
	同	同	浅見榮	伊勢崎市下蓮町169番地
	同	同	井田秀	佐波郡玉村町大字下之宮546番地
	同	退任	片山武一	前橋市東片貝町68番地
	同	同	長谷川誠一	同 北代田町甲223番地
同	同	五十嵐純	伊勢崎市福島町118番地	
同	同	設楽哲一	佐波郡玉村町大字樋越704番地1	

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第17項の規定により次のとおり土地改良区連合役員の就任及び退任の届出があったので、同法第84条において準用する同法第18条第18項の規定により公告する。

令和2年12月15日

群馬県知事 山本 一 太

土地改良区名	理事 監事 の 別	区 分	役 員 氏 名	住 所
坂東大堰	理 事	新 任	手島孝嗣	前橋市下佐鳥町355番地1
	同	同	岩沼政喜	同 下沖町346番地13
	同	同	長井利弘	同 箱田町1612番地
	同	同	須藤武成	高崎市日高町209番地
	同	同	中澤幸信	伊勢崎市中町393番地
	同	退 任	藤井新一	前橋市下小出町一丁目12番地1
	同	同	中島登喜太	同 上増田町1844番地
	同	同	反町照一	高崎市矢島町433番地
	同	同	宇野正信	伊勢崎市宮古町178番地
	同	同	松下博	佐波郡玉村町大字下新田900番地
	監 事	新 任	中澤耕一	前橋市下長磯町299番地1
	同	同	高柳文彦	伊勢崎市安堀町235番地3
	同	同	金子敏之	佐波郡玉村町大字箱石570番地2
	同	退 任	田鍋喜一郎	前橋市西善町1041番地1
	同	同	関勝	同 下阿内町165番地
同	同	田口晴彦	高崎市下斎田町311番地	

■ 選挙管理委員会告示

◎群馬県選挙管理委員会告示第60号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による群馬県における選挙権を有する者の総数の50分の1の数、3分の1の数及び80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162

号) 第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、それぞれ次のとおりである。

令和2年12月15日

群馬県選挙管理委員会委員長 宮下智満

- 1 群馬県における選挙権を有する者の総数の50分の1の数 32,471
- 2 群馬県における選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 302,942
- 3 群馬県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数

選挙区名	3分の1の数
北群馬郡	9,860
甘楽郡	6,448
吾妻郡	15,498
利根郡	9,475
佐波郡	10,120
邑楽郡	27,344
前橋市	93,171
高崎市	103,378
桐生市	31,404
伊勢崎市	56,092
太田市	59,183
沼田市	13,349
館林市	20,875
渋川市	21,886
藤岡市・多野郡	19,201
富岡市	13,496
安中市	16,401
みどり市	14,002

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111